

いわき市水道料金等徴収関連業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 実施の目的

(1) 業務の目的

水道料金等徴収関連業務委託については、経営の健全化に向けた取り組みとして、第Ⅰ期（平成25年度から3年間）、第Ⅱ期（平成28年から5年間）、第Ⅲ期（令和3年度から5年間）と実施しているところです。

水道事業体に対して業務効率化・コスト削減による経営の健全化がより一層求められている中、民間への業務委託は水道事業体組織のスリム化、職員の本来業務への集中を実現するものとして、当市を含め、既に多くの事業体で実施され大きな効果を上げていることから、現在の契約期間が終了する令和8年度以降についても、当該業務委託を継続して実施するものです。

(2) 公募型プロポーザル方式の採択理由

当該業務委託については、価格だけではなく品質と性能が重要であり、使用者に対し良質なサービスを提供することが必要条件となることから、通常の入札による価格競争ではなく、複数の者からの企画提案を点数化して評価し、最も評価が高い者を選定する公募型プロポーザル方式を採用します。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

いわき市水道料金等徴収関連業務委託

(2) 業務委託の実施場所及び業務区域

当該業務の実施にあたっては、いわき市平字童子町2番地の5 いわき市水道局（以下「水道局」といいます。）1階に事務所を置き、当該業務区域は、いわき市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和44年いわき市条例第94号）第3条に定める給水区域とします。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

なお、契約締結日から業務委託開始日までの期間は研修及び業務開始準備期間とし、当該期間に関する経費については受託事業者の負担とする。

(4) 提案限度額

1,343,785千円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 支払予定額は、次のとおり。

- ・令和8年度 270,725千円（消費税及び地方消費税を含む）
- ・令和9年度 268,265千円（同上）
- ・令和10年度 268,265千円（同上）
- ・令和11年度 268,265千円（同上）
- ・令和12年度 268,265千円（同上）

(5) 業務内容

業務の内容は、次に掲げるもので、その詳細については、別紙「いわき市水道料金等徴収関連業務委託水準書」のとおり

ア 水道メータ検針業務（再調査業務及び不良メータ取替業務を含む。）

イ 受付（窓口）業務

ウ 開閉栓業務（精算業務及び随時分検定期限満了メータ取替業務を含む。）

エ 徴収業務（調定業務・収納業務・滞納整理業務・給水停止業務）

オ 検定期限満了メータ取替管理業務

カ その他、アからオまでに附帯する業務で、水道局が必要に応じ指示する業務

3 プロポーザルのスケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次に示すとおりとする。ただし、日程については本局の都合により変更する場合がある。

内容	日程
募集公告	令和7年7月1日(火)
参加表明の受付期間	令和7年7月22日(火)～令和7年8月1日(金)
参加資格審査の結果の通知	令和7年8月8日(金)
企画提案書の受付期間	令和7年8月12日(火)～令和7年9月12日(金)
質問書の受付期間	令和7年8月12日(火)～令和7年8月29日(金)
質問書の回答日	令和7年9月4日(木)
プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年9月17日(水)
企画提案の審査結果の通知	令和7年9月25日(木)
契約締結	令和7年10月以降

※ 持参する場合の受付時間は、土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送する場合は、受付期間内に必着とする。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件のすべてを満たす者とする。

(1) 基本要件

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、いわき市の入札参加制限を受けていない者であること。
- イ いわき市水道局契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱(平成22年いわき市水道局内訓第2号)第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。
- ウ 公告日から契約に係る見積合わせを執行する日までの間に、いわき市水道局建設工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱(昭和59年いわき市水道局内訓第1号)(以下「局要綱」という。)に基づく入札参加者選定基準による入札参加排除基準に該当していない者及び局要綱に基づく指名停止基準による指名停止を受けている期間のない者であること。
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- オ 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- キ 国税及びいわき市税に滞納のない者であること。
- ク 共同企業体で参加する場合は、次の要件をすべて満たすこと。
 - (ア) 共同企業体の構成員は2社又は3社とすること。
 - (イ) 結成方法は、自主結成とすること。
 - (ウ) 出資割合は、代表者の出資割合を最大として、最小の出資割合は構成員2社の場合40%、3社の場合30%とすること。
 - (エ) 共同企業体すべての構成員は、アからキまでの条件を満たす者であること。
 - (オ) 共同企業体の構成員は、業務委託に関して当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。

(カ) 共同企業体の構成員は、単独及び他の企業体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。

(2) 資格等要件

次に示す資格等要件を満たす者であること。

ア プライバシーマーク (JISQ15001) 認証を取得していること。

イ 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 認証 (JISQ27001 又は ISO/IEC27001) を取得していること。

ウ 品質マネジメントシステム (IOS9001) 認証を取得していること。

(3) 業務実績要件

公告日までに元請 (JV の場合は代表者に限る。) として、中核市又は人口 30 万人以上の自治体において、水道事業者から「水道メータ検針」「受付 (窓口)」「開閉栓」「徴収業務」等の一連の業務を 3 年以上受託し、履行した実績を有すること。

5 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明書類を提出すること。

(1) 受付開始日

令和 7 年 7 月 22 日 (火)

(2) 提出期限

令和 7 年 8 月 1 日 (金) 必着

※ 持参する場合の受付時間は、土・日曜日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。郵送する場合は、受付期間内に必着とする。

(3) 提出書類及び配布方法

ア 提出書類

	書 類	様 式
1	参加表明書	1 号様式
2	会社概要・業務実績表 ※ なお業務実績については、別途契約書の写しの提出を求めることがあります	2 号様式
3	直近 2 カ年の各会計年度における決算関係書類 (貸借対照表及び損益計算書)	任意様式
4	・就業規則 ・労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) 第 36 条の時間外及び休日労働に関する協定書 ※ 1	写し
5	賠償保険加入状況関係書類	写し
6	プライバシーマーク (JISQ15001) 認証	写し
7	情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 認証 (JISQ27001 又は ISO/IEC27001)	写し
8	品質マネジメントシステム (ISO9001) 認証	写し
9	同意書	3 号様式
10	商業登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	原本
11	直近の国税の納税証明書「その 3 の 3」	原本
12	直近のいわき市税の納税証明書 ※市内に事業所等がある場合	原本

※ 1 ただし、労働時間が労働基準法第 32 条の範囲内で収まることで、労働

者と当該協定を結んでいない場合は、提出の必要はありません。

※ 令和7年度いわき市入札参加有資格者名簿に登録済みの者は、9から12を省略することができる（令和7年度に登録がない場合は要提出）。

※ 共同企業体で参加する場合

- ・ 共同企業体すべての構成員は、上記1から12までの書類
- ・ 委託業務共同企業体協定書（4号様式）

イ 配布方法

提出書類の様式は、いわき市水道局ホームページ(以下「局ホームページ」という。)からダウンロードすること。

・ URL

<https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1590997292492/index.html>

(4) 提出先及び提出方法

ア 提出先

〒970-8026 福島県いわき市平字童子町2番地の5

いわき市水道局 営業課

イ 提出方法

提出書類は、持参、郵送(配達完了が確認できる書類郵便等に限る。)又は宅配便による提出とする。

(5) 参加資格審査及び結果の通知

提出書類について、参加資格の審査を行い、審査結果を提出者すべてに対し電子メールで送付した後、書面により通知する。

6 企画提案書

参加資格審査を通過した者のみが、企画提案書を提出できるものとし、次により企画提案書類を提出すること。

(1) 受付開始日

令和7年8月12日(火)

※ 参加資格審査結果の通知日の翌営業日以降

(2) 提出期限

令和7年9月12日(金) 必着

※ 受付時間は、土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出書類

提出書類は、各1部とする。

なお、提出書類をPDF化した電子データも一緒に提出すること。

	書類	様式	部数
1	企画提案書(表紙)	5号様式	1部
2	企画提案書	任意様式	
3	企画提案書添付資料	任意様式	
4	見積書	6号様式	

※ 提案書等の内容については、業務の再委託を前提としない内容とすること。

※ 企画提案書及び企画提案書添付資料の様式は自由とする。

なお、審査の公平性を保つ観点から、提案者の名称が特定できるような表現はしないこと。

※ 「別表(評価基準)」の「評価項目」に沿って作成すること。

なお、提案書については詳細かつ具体的に、さらに数値化できるものについて

は、数値化して記述することとし、提案書上の抽象的な表現をプレゼンテーション又はヒアリングにおいて詳細に説明することは認めない。

(4) 提出先及び提出方法

ア 提出先

〒970-8026 福島県いわき市平字童子町2番地の5
いわき市水道局 営業課

イ 提出方法

提出方法は、持参、郵送(配達完了が確認できる書類郵便等に限る。)又は宅配便による提出とする。

7 企画提案等に関する質問及び回答

(1) 提出方法

本業務の企画提案等に関する質問がある場合は、質問書(7号様式)に必要な事項を記入し、提出先に持参、電子メール又はFAXにて提出すること。(電子メールまたはFAXの場合は、必ず電話にて受理確認を行うこと。)

質問に対する回答は、回答期限までに質問者に対し電子メール又はFAXにより行うものとし、質問の内容及び回答は、局ホームページで公表する。

(2) 受付期間

令和7年8月12日(火)～令和7年8月29日(金)午後5時まで

(3) 回答期限

令和7年9月4日(木)

(4) 提出先

いわき市水道局 営業課

電子メール：suido-eigyo@city.iwaki.lg.jp

FAX：0246-22-1434

8 企画提案の審査・選定

(1) 審査委員会の設置

企画提案書等の審査及び評価は、本局が設置する「いわき市水道料金等徴収関連業務委託公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)」において実施するものとする。

(2) 審査の観点

各提案者から提出された企画提案書等を別表(評価基準)に基づき審査し、総合的な評価点が最も高い提案者を「最優秀提案者(受託候補者)」として選定し、次いで評価点の高い提案者を「次点候補者」として選定する。

また、評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の多数決により選定する。

なお、提案者が1者の場合であっても当該審査は実施することとし、審査における最低基準点(評価基準総合点の5割)以上の評価点を得た場合は、その提案者を受託候補者として選定する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書を提出した者を対象に、プレゼンテーション及びヒアリング(質疑応答)を実施する。

ア 開催予定日

令和7年9月17日(水)

※ 日程及び開催場所は参加資格審査の結果の通知に記載する。

イ 審査体制

審査委員会が行う。

ウ プレゼンテーション出席者

5名以内とする。

なお、出席者内に必ず配置予定業務責任者を同席させてください。

ただし、何らかの事情により業務責任者が出席できない場合は、事前の連絡後、委員長の承認の上で副業務責任者の出席を認めます。

エ 実施方法

(ア) プレゼンテーションは、企画提案書の説明と表現を補足するための追加説明とし、その後、審査委員会の委員によるヒアリングを実施する。

(イ) 実施時間は、提案者あたり 60 分とし、説明時間を 30 分、ヒアリングを 30 分とする。

(ウ) プレゼンテーションの内容は、事前に提出した企画提案書に基づくものとし、新たな内容の説明は認めない。

(エ) 説明時に提案者の名称が特定できるような表現及び対応はしないこと

(オ) プレゼンテーションで使用する機器のうちモニター以外は、提案者において用意すること。(モニターは水道局が用意する。)

(4) 審査結果の通知

審査結果は、令和 7 年 9 月 25 日(木)に各提案者に対し電子メールで送付した後、書面により通知する。また、局ホームページで「最優秀提案者(受託候補者)」、「次点候補者」及び「審査の内容(開催日、提案者の評価点及び順位)」を公表する。

なお、審査内容の公表においては、提案者の特定ができないようにする。

9 契約の締結

契約の締結にあたっては、次により行うこととする。

(1) 契約の締結方法

本局が選定した最優秀提案者(受託候補者)との間で、提出された企画提案書の記載事項を踏まえた契約に関する協議を行い、協議が整った場合に、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結する。

また、最優秀提案者(受託候補者)と協議が整わない場合にあつては、次点候補者と同様の協議を実施のうえ、契約を締結する。

なお、最優秀提案者(受託候補者)及び次点候補者の決定から契約締結までの間に、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に基づいて本局が一般競争入札に参加させないこととした同等以上の処分を受けた場合、又は「4 参加資格要件」に合致しないこととなった場合は、契約を締結しないこととする。

(2) 契約書の作成

契約書は 2 通作成し、本局及び受託者の双方が各 1 通を保有する。

なお、契約書の作成に要する費用は、すべて受託者の負担とし、契約変更についても同様とする。

(3) 契約保証金

ア いわき市水道局契約規程第 27 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額の契約保証金を契約締結時までに納付しなければならない。

イ 契約保証金の納付は、次に掲げるいずれかに該当する担保の提供をもって代えることができる。

(ア) いわき市水道局会計規程(平成 2 年 3 月 31 日いわき市水道局管理規程 6 号)第 21 条第 1 項に規定する有価証券

(イ) 当該委託契約に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行等の金融機関の保証に係る証書の提出

ウ 次に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

・官公署と過去2年間に当該委託と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。

なお、本要件による免除を受けるためには、履行したことを証明する書類を契約締結時まで提出するものとする。

10 情報公開及び提供

いわき市情報公開条例(以下「公開条例」という。)に基づき、行政情報の開示を請求することを市民の権利として保障するとともに、市政運営の公開性の向上を図り、もって市の機関の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにすること及び市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的として市政情報を公開していることから、本業務のプロポーザル実施に関する情報について、情報公開及び情報提供するものとする。

ただし、個人に関する情報や当該法人等又は個人の事業の運営を不当に害すると認められるものなど、公開条例第7条第1項各号に該当する場合は開示しない。

その他、情報開示にあたっては、公開条例に従って行うものとする。

11 その他

(1) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 企画提案審査の結果の通知までに、参加資格要件を満たさないことが明らかになった場合
- イ 公告日から契約に係る見積合わせを執行するまでの間に、局要綱に基づく入札参加者選定基準による指名排除項目に該当した場合、及び局要綱に基づく指名停止基準による指名停止を受けた期間がある場合
- ウ 本プロポーザルの適切な執行を妨害又は妨害しようとした場合
- エ 提出書類に虚偽の内容が記載された場合
- オ プレゼンテーション及びヒアリングに参加しない場合
- カ 書類が本要領に記載された提出期限までに提出されない場合
- キ その他、管理者が不適切と認めた場合

(2) 無効事項

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- ア 参加資格要件を有しない者が行った参加表明及び企画提案(以下「企画提案等」という。)
- イ 失格事項に該当する者が行った企画提案等
- ウ 提出書類が本要領の記載内容に従わない企画提案等
- エ 同一の者が2件以上の書類を提出した企画提案等
- オ 見積書の金額が提案限度額を超えている企画提案
- カ 書類に記載された内容が不明瞭な企画提案等
- キ 書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない企画提案等
- ク 談合、その他不正行為によってなされたと認められる企画提案等

(3) 留意事項

- ア 企画提案にあたっては、本要領及び仕様書を熟読し、それらを遵守すること。
- イ 企画提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- ウ 企画提案において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- エ 提出書類の提出後における内容の変更、書類の差替え、又は再提出は認めない。

ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、管理者が承諾した場合は、この限りではない。

オ 本プロポーザルに関して提出された書類は、すべて返却しない。

カ 企画提案に関する提出書類の著作権は、第三者に帰属するものを除き、提案者に帰属する。

なお、企画提案に関する提出書類の中で、第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこと。

第三者の著作権に関する責任は、使用した提案者がすべて負うこと。

キ 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

(4) 辞退

本プロポーザルへの参加を希望した者、参加資格を有すると判断された者(以下「プロポーザル参加者」という。)は、プレゼンテーション及びヒアリングを実施するまでは、いつでも本プロポーザルへの参加を辞退することができる。

本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届を持参して提出すること。

なお、本プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な扱いを受けるものではない。

(5) プロポーザル参加者が1者の場合の取扱い

プロポーザル参加者が1者となった場合であっても中止しない。

(6) 不正行為等に対する措置

プロポーザル参加者が不正行為を行った場合、又はその疑いが生じた場合など、公正な企画提案及び審査が行えないと管理者が認めたときは、管理者は当該参加者を本プロポーザルに参加させず、又は企画提案の日程を延期し、若しくは中止させることができる。

契約締結後においても、不正行為を行っていたことが判明した場合は、当該参加者との契約を解除することができる。

なお、不正行為により本局に何らかの損害を発生させた場合は、管理者は当該参加者に対し損害賠償を請求することができる。

12 問合せ先

〒 970-8026 福島県いわき市平字童子町2番地の5

いわき市水道局 営業課 管理係

電話番号： 0246-22-9303 FAX：0246-22-1434

メールアドレス：suido-eigyo@city.iwaki.lg.jp

※ 郵送の場合は、配達完了が確認できる書類郵便等に限る。

※ 電子メール又は FAX の場合は、必ず電話による受理確認を行うこと。

※ 受付時間は、土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

提案書等の評価基準表（合計400点満点）

種目	項目	審査内容	配点
会社概要・体制等に関する項目（140点）	(1) 会社の概要及び財務状況	① 直近2カ年の会計年度における決算関係資料（貸借対照表及び損益計算書）において、経営に問題はないか。	30
	(2) 受託実績	① 直近3カ年における当該委託業務と同種の受託実績についてどの程度有しているのか。	30
	(3) 業務（研修含む）体制及び業務執行計画	① 指揮命令系統、責任体制がどのようになっており、各業務において、どのような執行計画に基づき行うのか。	10
		② 業務を執行する上での研修体制及び教育をどのように行うのか。	10
		③ 業務従事者の労務管理（安全管理及び不正防止等）について、どのように考えているのか。また、急な欠員が発生した場合に、即座に適切な対応が図れるのか。	10
	(4) 地域貢献（地元雇用及び地元経済）	① 地元雇用について、どのように考えているのか。また、地元経済への貢献等について、どのような提案があるのか。	20
(5) 個人情報保護	① 従事者単位で個人情報保護関連の資格を有しているのか。また、受託業務を履行する上で個人情報の管理体制をどうするのか。	10	
(6) 防災、災害及び緊急時等危機管理	① 地震、火災及び事故等の緊急時における体制や対策をどのように考えているのか。また、大規模災害が発生した場合を想定して、水道局に対してどのような支援が出来るのか。	20	
委託業務に関する項目（160点）	(7) 水道メータ検針業務（再調査業務及び不良メータ取替業務を含む）	① 検針員は、どのような人材を配置し、業務遂行状況を管理するのか。	10
		② 検針による異常水量や各種苦情に対して、どのように対応するのか。	10
		③ 当該業務の改善又は効率化に対し、どのような提案があるのか。	10
	(8) 受付（窓口）業務	① 専門的知識及び経験を有する人員をどのように配置するのか。また、苦情や不当要求等に対して、どのような対応が図れるのか。	10
		② 当該業務の改善又は効率化に対し、どのような提案があるのか。	10
	(9) 開閉栓業務（精算業務及び随時分検定期限満了メータ取替業務を含む）	① 開閉栓及びメータ取替作業のための専門的知識及び資格、経験を有する人員をどのように配置し、繁忙期及び時間外における業務体制は、どのような体制で行うのか。	10
		② 当該業務の改善又は効率化に対し、どのような提案があるのか。	10
	(10) 調定及び更正に係る業務	① 専門的知識及び経験を有する人員をどのように配置するのか。また、漏水等による減免や誤検針、過誤納金が生じた場合において、どのように対応するのか。	10
		② 当該業務の改善又は効率化に対し、どのような提案があるのか。	10
	(11) 収納業務	① 専門的知識及び経験を有する人員をどのように配置するのか。また、適正な現金の收受及び管理方法について、どのように対応するのか。	10
		② 当該業務の改善又は効率化に対し、どのような提案があるのか。	10
	(12) 滞納整理業務及び給水停止業務	① 専門的知識及び経験を有する人員をどのように配置するのか。また、業務時間外について、どのように対応するのか。	10
		② 未収金の解消に向けた滞納整理をどのような方法及び体制で行うのか。	10
		③ 当該業務の改善又は効率化に対し、どのような提案があるのか。	10
(13) 検定期限満了メータ取替管理業務	① 当該業務をどのような方法及び体制で行うのか。また、取替業者や使用者等からの問い合わせに、どのように対応するのか。	10	
(14) その他の業務提案	① 提案内容が、必要性があり具体的かつ実現性があり妥当かどうか。	10	
(15) 提案見積金額及び積算内訳書（100点）	評価点 = 100点 × [(最低提案見積額) ÷ (当該者の提案見積額)]		100
合計			400

※ 審査委員会において、「評価基準」の評価項目に基づき、AからEの5段階で評価し、その基準点と評価項目ごとの配点を乗じて各項目の評価点を算出する。

評価	評価の意味合い	得点化方法
A	優れている	配点×1.0
B	やや優れている	配点×0.8
C	普通	配点×0.6
D	やや劣る	配点×0.4
E	劣る	配点×0.0

※ 最低基準点は評価基準総合点の5割とし、最低基準点に満たない場合は、受託候補者に選定しない。